

避難所運営マニュアル
(新型コロナウイルス感染症対策編)

令和2年8月

清須市

【策定の趣旨】

新型コロナウイルス感染症の拡大のリスクがある中、市民一人ひとりが三密（密閉・密集・密接）の回避やマスク着用、手洗いなどの「新しい生活様式」を心がけていくことが必要となっています。

こうした中で、災害が発生して避難所を開設する場合、飛沫感染や接触感染が非常に起こりやすい環境になりやすく、従来通りの方法で避難所を開設・運営すると、避難所内での集団感染の発生を招く恐れがあります。

この「避難所運営マニュアル（新型コロナウイルス感染症対策編）」は、従来の避難所運営マニュアルの内容に加えて、新型コロナウイルス感染症対策として実施する必要がある取組を整理し、円滑に避難所を運営することを目的に作成しました。

新型コロナウイルスを想定しつつ、避難所での生活を安全・安心に送るためには、市の職員だけではなく、避難者全員が協力して役割分担を行うことが必要です。今後はこのことを踏まえて、本マニュアルを活用した実践的な訓練を行っていきます。

なお、本マニュアルは、新型コロナウイルスに関する新たな知見等を踏まえて、より実効性のあるマニュアルとなるように随時見直しを行います。

1 市民への事前周知

- 新型コロナウイルス感染症が収束しない中でも、災害時には、危険な場所にいる人は避難することが原則です。日頃から「自らの命は自らが守る」意識を持ち、適切な避難行動をとることができるよう、下記の内容について市のホームページ、広報紙等で周知を図ります。

(1) 災害に備えた準備

- 豪雨災害等で自宅が浸水する危険が迫っている際には、ためらうことなく安全な場所に避難することが、当面の危険から命を守るための大原則です。
- 災害発生時には避難所の混雑が予想されるため、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する観点から、事前に避難所以外の安全な場所（次のア・イ）への避難について検討してください。
適切な避難場所がない場合、やむを得ず車で高台等の安全な場所で待機することも考えられるが、豪雨時には浸水の危険があるため、周囲の状況等を十分確認することが必要です。また、避難中は換気を頻繁に行うことや、エコノミークラス症候群等の対策が必要です。
- 新型コロナウイルス感染症が重症化しやすい方（高血圧・糖尿病・心不全・呼吸器疾患等の基礎疾患がある方、透析をしている方、免疫抑制剤・抗がん剤等を用いている方など）や高齢者、体の不自由な方、妊婦、乳幼児と一緒に避難する方は、可能な場合は、感染リスクの少ない避難所以外の安全な場所への避難について検討してください。

ア 在宅避難

自宅での安全確保ができる場合は避難所に行く必要はないため、まずは自宅の災害に対する危険性を確認し、自宅での安全確保ができる場合、在宅での避難を検討してください。

ただし、事前に十分な水、食料等の備蓄品を準備することが必要です。

イ 親戚、知人宅への避難

安全な親戚、知人宅があれば、事前に相談し、避難を検討してください。

(2) 避難所へ行く前の準備

- 避難所に行く際には、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、できるだけ各自でマスク、消毒液、石鹸、スリッパ、ビニール手袋、体温計を持参してください。
- 水、食料、自分が服用している薬など、各自が必要なものは持参してください。
- 避難所受付時の混雑を避けるため、受付時に記入する「避難者受入カード（別紙1）」を事前に記入して持参してください。
※ 「避難者受入カード（別紙1）」及び「健康状態チェックカード（別紙2）」は、清須市ホームページからダウンロードできます。また市役所危機管理課でもお渡ししています。
- 市が指定する避難所を増設する可能性があるため、災害時には市ホームページ等で確認してください。

(3) 体調不良などの方の事前相談

- 避難所内での新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、発熱や体調不良のある方、自宅療養者（感染者）、自宅待機者（濃厚接触者等）は、**事前に市役所危機管理課（052-400-2911）にご相談ください。**
- 危険が迫っていて、相談する時間がない場合は、迷わず直ちに最寄りの安全な場所に避難してください。**避難所では、一般の方と別のスペースを準備します。**

【相談の目安】

- ・ 息苦しさ（呼吸困難）、強いたるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合。
- ・ 重症化しやすい方（高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患等の基礎疾患がある方、透析、免疫抑制剤、抗がん剤等を用いている方）で発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状が続く場合
- ・ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
※ 症状が4日以上続く場合は必ず相談してください。症状には個人差があるため、強い症状や解熱剤等を飲み続けなければならない場合にはすぐ相談してください。
- ・ 妊婦の方は、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めにかかりつけ医か受診・相談センターに相談してください。
- ・ 小児は、小児科医による診断が望ましく、かかりつけ小児医療機関か受診・相談センターに相談してください。

2 避難所の備蓄品・資機材の準備

- 新型コロナウイルス感染症に対応する備蓄品・資機材として、以下のものを準備します。

- マスク
- 消毒用アルコール（スプレーボトル）
- 手指洗浄用ハンドジェル
- 薬用ハンドソープ
- 非接触型体温計
- 使い捨てビニール手袋
- フェイスシールド
- 間仕切り（段ボール製など）、ビニールシート、養生テープ
- ゴミ袋

3 避難所の受付

- 受付を行う職員は、フェイスシールド、マスク、使い捨てビニール手袋等を着用します。
- 避難所の受付は、できるだけ避難所の外に設置し、検温・消毒スペースを設けて避難者の検温・消毒を行います。（別紙3）
- 避難者の健康状態を把握し滞在場所を分離するため、「避難者受入カード（別紙1）」とともに「健康状態チェックカード（別紙2）」を避難者に配布し、記入をしていただきます。
また、体調の悪い方は担当者に相談するように呼び掛けます。
- 発熱や体調不良のある方、自宅療養者（感染者）、自宅待機者（濃厚接触者等）が避難所に来られた場合、専用スペース（一般の避難者とは別のスペース）に移動していただきます（滞在スペースと区画の振り分けについては別紙4を参照。）。
- 発熱や体調不良のある方などは、各個人について可能な限り個室にすることが望ましいですが、難しい場合は、間仕切りなどによりそれぞれ専用のスペースを確保します（別紙5）。
また、発熱や体調不良のある方、自宅療養者（感染者）、自宅待機者（濃厚接触者等）が同時に来られた場合、ゾーンが分かれるようにしてスペースを確保します。

4 発熱や体調不良のある方などの専用スペースの用意

- スタッフは、避難者に発熱や体調不良等、新型コロナウイルス感染症の疑いのある症状がある場合、災害対策本部に報告するとともに、**受診・相談センター**に相談します。
検査や入院等の調整を行う間、当該避難者は避難所の専用スペースで待機していただきます（別紙6・7）。
- 濃厚接触者を感染者と同室にすることは、濃厚接触者は感染陽性と断定されておらず、同室内で感染するリスクが高くなるため適切ではありません。部屋が不足する場合は間仕切りなどで区切って一時的に対応し、感染者は別施設等への移動を調整します（別紙8）。
- 当該者用のトイレ、手洗所を用意し、動線についても一般避難者とは別にします。

5 一般の避難者の居住スペース

- 居住スペースは、1人当たり3㎡を基準とし、家族単位とします。
- 避難者間は最低でも1mを確保し、避難者同士は対面にならないように配置します（別紙5）。

6 衛生環境の徹底

- 避難所は土足厳禁とし、避難者には頻繁な手洗い、咳エチケットを励行していただき、共用スペースの清掃、消毒を徹底して実施します。
- 特にトイレについては、使用の都度消毒を行います。また避難所内の換気は、30分に1回を基準に行うものとします。
- 感染症予防のため、タオル等の共用は禁止し、食器等についてもできるだけ使い捨てのものを使用します。
食料等を配給する際も、担当者はフェイスシールド、マスク、使い捨てビニール手袋等を着用し、手渡しせず机等に置いたものを避難者に取ってもらうようにします（別紙9）。

7 避難者の健康状態の確認と感染症状を発症した避難者への対応

- 避難者全員に1日2回の検温をしていただきます。
- 発熱や体調不良のある方は、直ちに職員に申し出ていただくことを周知します。発熱や体調不良のある方が出た場合には、必要に応じ災害対策本部に保健師の派遣を要請してください。
- 発熱や体調不良のある方と接する職員等は、受付時と同様の防疫装備を着用して対応します。緊急性の高い症状のチェックリスト（別紙10）を活用し、急に状態が重篤化する方を見逃さないようにします。また、症状

が重篤化した場合は、直ちに救急車を要請してください。

- 感染者が発生した避難所は、保健所の指示に従い消毒を実施します。
また、当該避難所に避難している方の移動先を災害対策本部で検討します。

8 車中泊の避難者に対する配慮

- 各避難所近傍の車中泊の避難者に対しても、健康状態チェックシート（別紙2）及び避難者受入カード（別紙1）を記入していただき、避難所の避難者と同様に管理します。
- エコノミークラス症候群対策と頻繁な換気を呼びかけてください。
また、必要に応じて災害対策本部に保健師の派遣を要請してください。

9 要配慮者用スペースの確保

- 一般の避難者のスペースについて、できる限りトイレ等に近い場所に要配慮者用のスペースを確保します。また、障がい等の状態が重く、一般の避難者のスペースに滞在困難な方は、別途専用スペースを作ります（別紙4・5）。別棟に専用スペースを作れない場合、間仕切りなどで分離した区画を作り、できる限り配慮します。

10 避難所不足への対応

- 最低でも1mの間隔をとった居住スペースとした場合、避難所の収容可能人数は少なくなります。このため、現状の指定避難所で収容できない場合は、公民館、児童館、幼稚園、保育園等の市の管理施設や自治会等の施設を避難所として活用します。
- 市の管理施設でも避難所が不足する場合は、五条高校（校舎）、新川高校、愛知医療短期大学及び近隣の宿泊施設（ホテル、旅館等）使用を検討します。

【受診・相談センター】

○ 平日：午前9時から午後5時30分

（清須保健所）

052-400-2499

○ 平日夜間：午後5時30分から翌午前9時まで

土、日、祝日：24時間体制

（愛知県夜間・休日受診相談窓口） 052-526-5887

【愛知県救急医療情報センター】

○ 24時間体制

名古屋：052-263-1133

一宮：0586-22-1133

(余白)